

豊橋市高齢者運動自主グループ活動参加者保険要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図るため、豊橋市高齢者運動自主グループ活動参加者保険（以下「本保険」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊橋市高齢者運動自主グループ（以下「運動自主グループ」という。） 高齢者（65歳以上の者）が健康づくりや介護予防に取り組むことができる場として、住民主体で運動を中心に実施しているグループをいう。
- (2) 参加者 運動自主グループ活動への出席者をいう。
- (3) 豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度 市長が運営する豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度をいう。
- (4) 保険会社 市長との間で本保険業務に係る契約を締結した保険会社をいう。

(被保険者)

第3条 本保険の被保険者は、運動自主グループ（豊橋市高齢者運動自主グループ登録制度へ登録したグループに限る。）活動への参加者であって、第7条第1項に規定する名簿に登載されたものとする。ただし、講師および65歳未満の参加者は対象外とするが、介護保険第2号被保険者で要支援・要介護認定を受けた者は対象とする。

(保険事故)

第4条 本保険における保険事故は、参加者が運動自主グループ活動に関係して受けた身体的損害であって、市長が保険会社との間で締結した約款に定める条件に合致するものをいう。

(適用除外)

第5条 第3条の被保険者が、前条の保険事故に関し、他の保険制度（豊橋市が実施するものに限る。）により金銭給付を受ける場合は、本保険は適用しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(保険金の限度額)

第6条 当該保険事故について、支払うことのできる被保険者1名当たりの保険金の限度額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 死亡保険金又は後遺障害保険金 200万円
- (2) 入院日額保険金 3,000円
- (3) 通院日額保険金 2,000円

(名簿の作成)

第7条 参加者について本要綱の適用を受けようとする運動自主グループは、登録名簿及び参加者名簿を作成しなければならない。

2 前項の登録名簿には、所属する者の氏名、生年月日、電話番号および住所を記載しなければならない。

3 第1項の参加者名簿には、運動自主グループ活動を実施する日時及び場所、参加者の氏名を記載しなければならない。

(保険金の支払いに係る手続き)

第8条 本保険の適用を受けようとする参加者又は運動自主グループは、保険事故の発生後、第5条に該当しないことを確認のうえ、遅滞なく市長に連絡しなければならない。

2 市長は、前項の報告後、保険事故が発生したことを保険会社へ連絡するものとする。

3 本保険の適用を受けようとする参加者又は運動自主グループは、第1項による報告後、保険会社へ連絡し、保険会社が定める手順に従い手続きを行わなければならない。

4 参加者又は運動自主グループは、第1項の報告後、登録名簿及び保険事故当日の参加者名簿を保険会社へ提出しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 参加者又は運動自主グループは、第7条第1項の名簿を取り扱う際に、当該名簿に記載されている個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 参加者又は運動自主グループは、第7条第1項の名簿に記載されている個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保険会社と協議の上、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。